

英国経済：足元の景気回復は短命か。EUとの通商交渉なお不透明感

<要旨>

- 新型コロナウイルス感染再拡大を受け、サービス業を中心に景況感の回復に失速感が目立つ。4月のような全土レベルのロックダウンは回避されているが、10月以降、規制再導入の動きが相次いでおり、景気回復に一段とブレーキがかかる懸念が強い。
- 英国とEUの将来関係協議の動向にも引き続き要注目。何らかの合意がなされるとの見方が強まっているが、新たな通商協定の有無にかかわらず、通関手続きが発生して英EU間の物流に混乱が生じるリスクや、原産地規則の関係で新たに関税が課されるリスクがある点に要注意。

■ 目次

1. GDP／景況感：8月のGDPは4カ月連続で拡大。先行きはサービス業を中心に失速感
2. 生産／受注：自動車生産は再び低迷。先行きはコロナとノーディールの二重苦の懸念も
3. 個人消費：8月の小売売上高は回復が継続。一方、新車登録台数は8月以降前年割れ
4. 雇用／賃金：失業率は約3年ぶりの高水準。賃金は減少が継続
5. 為替／物価：ポンド相場の上値は重い。9月のインフレ率は特殊要因の剥落で上昇
6. 人の出足：感染拡大に伴う規制再導入により、不要不急の外出を控える動きが再び拡大か
7. まとめと今後の見通し：感染動向次第では二番底を迎える懸念も。対EU交渉はなおも不透明

1. GDP／景況感：8月のGDPは4カ月連続で拡大。先行きはサービス業を中心に失速感

- 英国立統計局(ONS)が10/9に公表した8月単月の実質GDPは前月比+2.1%（7月：同+6.4%）となり、4カ月連続で拡大したものの、伸び率は2カ月連続で縮小した。2019年平均の実質GDPを100とすると8月は90.8で、コロナショック前と比べてまだ1割減の水準にとどまっている（図1）。業種別のGDPをみても、製造業が前月比+0.7%（7月：同+6.9%）、建設業が同+3.0%（7月：同+17.2%）、サービス業が同+2.4%（7月：同+5.9%）と、いずれも伸び率が2カ月連続で縮小した（図2）。7月までに規制緩和が概ね終了（6月に小売店、7月に飲食店・宿泊施設が営業再開）したことに伴い、ロックダウン中の繰り越し需要も一巡したとみられる。

図1 実質GDP

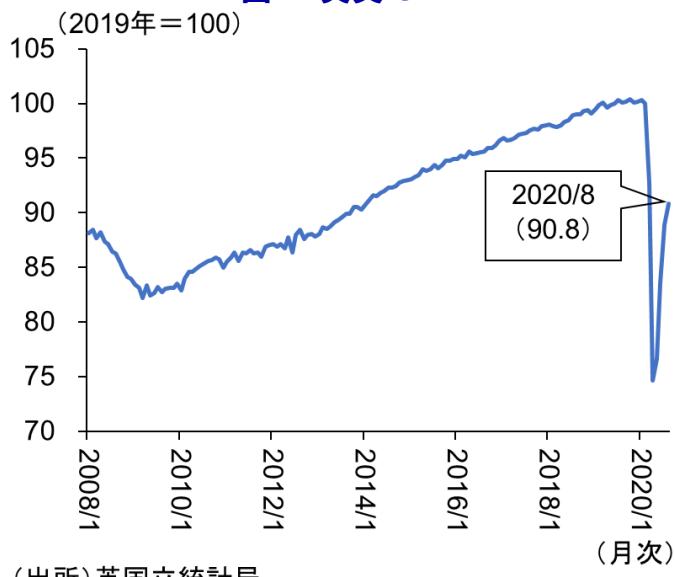


図2 実質GDPと企業景況感(PMI)の比較

	20M4	20M5	20M6	20M7	20M8	20M9
月次GDP (前月比、%)						
全体	▲ 19.5	2.7	9.1	6.4	2.1	
製造業	▲ 25.1	7.8	12.0	6.9	0.7	
建設業	▲ 41.2	9.1	21.8	17.2	3.0	
サービス業	▲ 17.8	1.8	8.2	5.9	2.4	
PMI (50が景気の分岐点)						
総合	13.8	30.0	47.7	57.0	59.1	56.5
製造業	32.6	40.7	50.1	53.3	55.2	54.1
建設業	8.2	28.9	55.3	58.1	54.6	56.8
サービス業	13.4	29.0	47.1	56.5	58.8	56.1

(注)2020年9月のPMIは改定値

(出所)英國立統計局、REFINITIV

- なお、8月の実質GDPの拡大には宿泊・飲食業が大きく寄与しており、同セクターの実質GDPは前月比+71.4%と大幅増を記録した。7/15から飲食代金（除く酒類）や宿泊料に対する付加価値税が20%→5%に引き下げられたことに加え、特に、8月限定で実施された外食需要を喚起するキャンペーン（Eat Out to Help Out）¹が同セクターの成長を押し上げた格好である。
- IHS Markitが10/5に公表した9月の総合購買担当者景気指数（PMI、改定値）は、56.5（8月：59.1）となった（前頁図2）。好不況の分かれ目の目安とされる50を3カ月連続で上回ったものの、前月からは低下した。業種別でみると、製造業は54.1（8月：55.2）と前月より1.1ポイント低下、また、サービス業も56.1（8月：58.8）と2.7ポイント低下した。上記の外食需要喚起策の終了や、新型コロナウィルスの感染再拡大に伴う規制の再導入を受けて、対面型のサービス業を中心に企業活動の拡大ペースが抑制されたとみられる。

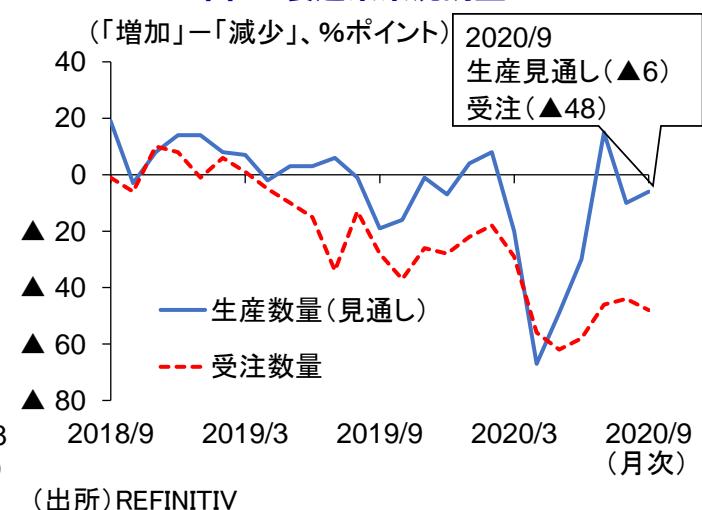
2. 生産／受注：自動車生産は再び低迷。先行きはコロナとノーディールの二重苦の懸念も

- 自動車製造者販売協会（SMMT）が9/25に公表した8月の自動車生産は、前年同月比▲44.6%（7月：同▲20.8%）の5.1万台となり、マイナス幅が2カ月ぶりに拡大した。（図3）。国内向けが同▲58.3%（7月：同▲37.1%）、海外向けが同▲41.1%（7月：同▲16.8%）となっており、感染再拡大の影響で国内・海外ともに需要が再び縮小していることを反映した格好である²。
- 10/22時点では英国と欧州連合（EU）が本年12月末までの移行期間（英国のEU離脱後の激変緩和のための期間）中に新たな通商協定を締結しない可能性が残っている。SMMTの見通しでは、自動車生産が2025年までにコロナ前の水準（120万台／年）に回復するには英EU間の貿易が無税となる新たなFTAが必要であり、逆に新協定が締結されず、WTOベースの関税率（完成車：10%）が課される場合は2025年までに75万台／年を下回る懸念があるという。

図3 自動車生産台数



図4 製造業業況調査



¹ 8月の月～水曜日限定で、レストランやパブでの食事に対して1回につき1人当たり10ポンドを上限に代金の50%を政府が補助するキャンペーンが実施された。

² 例年夏場に、メンテナンスのために工場の稼働が一時停止されるが、2019年8月は各メーカーが同年3月末での「合意なき離脱」に伴う物流混乱の可能性に備えて工場停止期間を4月に前倒したため、2020年8月は前年の裏の影響を受けている点は割り引いてみる必要がある。

- 英産業連盟（CBI）が9/22に公表した製造業業況調査（9月）によると、向こう3カ月の生産数量の見通しを「増加」と回答した企業の割合と「減少」と回答した割合の差は▲6（8月：▲10）となり、2カ月連続で「減少」が「増加」を上回った（前頁図4）。さらに、受注数量も依然として「減少」が「増加」を大きく上回っており、差は▲48（8月：▲44）に拡大した。企業の生産見通しは5月から7月にかけて各種制限措置の緩和を受けて改善してきたが、ロックダウン中に繰り越されていた需要が短期間で一巡し、直近2カ月は足踏みが続いている模様。足元の感染再拡大を受けて、需要回復が企業の期待よりも一段と遅れる可能性が高まっている。

3. 個人消費：8月の小売売上高は回復が継続。一方、新車登録台数は8月以降前年割れ

- 英国立統計局（ONS）が9/18に公表した8月の小売売上高（数量ベース）は前年同月比+2.8%（7月：同+1.4%）となり、2カ月連続でプラスの伸びを記録³した（図5）。業態別では、オンライン・通信が同+34.4%（7月：同+37.1%）と好調を維持した。また、店舗型では食料品が同+3.3%（7月：同+3.1%）と7カ月連続でプラスの伸び、一方で非食料品は同▲3.6%（7月：同▲7.2%）とまだ前年割れの水準にあるものの、4月を底に持ち直しの動きが継続している。
- 自動車製造者販売協会（SMMT）が10/5に公表した9月の新車登録台数は前年同月比同▲4.4%（8月：同▲5.8%）の32.8万台となった（図6）。これは、新排ガス規制（WLTP）の施行に伴って市場が大幅に落ち込んだ2018年9月の新車登録台数をも下回る低水準である。ロックダウン中に繰り越されていた需要はすでに一巡したとみられ、コロナショックに伴う需要蒸発の影響が十分に緩和していないことがあらためて確認された。感染が再拡大している状況も踏まえると、消費者マインドの回復は抑制されるとみられ、新車販売の先行きにも不透明感が強い。

図5 小売売上高（数量ベース）

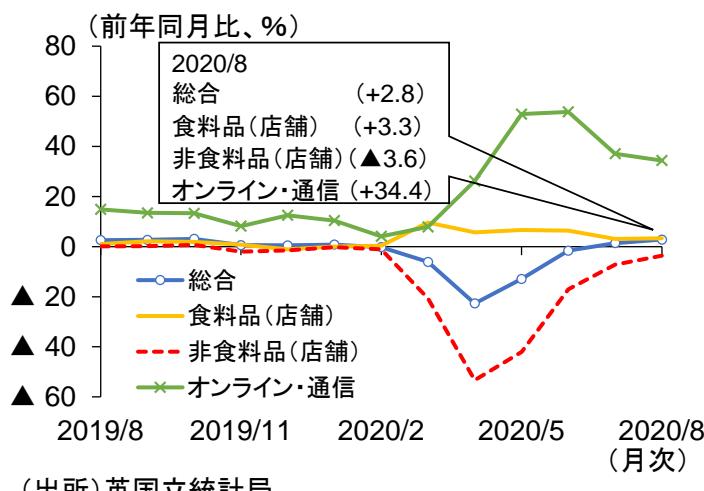


図6 新車登録台数



³ 英国のカード決済で約半分のシェアを占めるバークレイカードの「消費者支出レポート」によると、8月（7/25~8/21）の消費額は前年同月比+0.2%（7月：同▲2.6%）となり、ロックダウン解除後初めてプラスの伸びを記録。うち生活必需品は同+5.1%（7月：同+3.2%）と伸びが加速、非生活必需品は同▲1.6%（7月：同▲4.7%）とマイナス幅が縮小した。チャネル別では実店舗が同▲6.7%（7月：▲13.3%）で6月の営業再開後も前年割れが続いている一方、オンラインは同+10.6%（7月：同+13.5%）と好調。コロナショックによって生活必需品を中心にオンライン販売が顕著に伸びた一方、非生活必需品の店舗販売はまだ苦境が続いている模様。

4. 雇用／賃金：失業率は約3年ぶりの高水準。賃金は減少が継続

- 英国立統計局(ONS)が10/13に公表した9月の失業保険受給者数は前月差+2.8万人(8月:同+4.0万人)の273.2万人となり3カ月連続で増加した(図7)。これに伴い失業保険受給率は7.6%(8月:7.5%)と前月から幾分上昇した。また、6~8月の3カ月平均で公表された労働力調査ベースの失業率も4.5%(5~7月:4.3%)と前月から一段と上昇し、約3年ぶりの高水準となった。
- 6~8月の3カ月平均の週当たり実質賃金(賞与含む)は前年同月比▲0.8%(5~7月:同▲1.9%)と減少したもの、減少率は3カ月連続で縮小した(図8)。賞与が大幅に減少した一方、賞与を除いた定期賃金ベースでは、小売業や飲食業の店舗営業再開が進んだ7,8月の数字を反映して同+0.1%(5~7月:同▲0.6%)とプラスの伸びに回復した。また、税務当局が公表した9月の源泉徴収ベースの雇用者数は前月差+2.0万人(8月:同▲2.8万人)の2,832.6万人となり2月以降初めて増加に転じるなど、一部の雇用関連指標は最悪期を脱したことを示唆している。
- なお、政府の雇用維持支援策(コロナウイルス・ジョブ・リテンション・スキーム、CJRS)⁴の利用者(一時帰休者や時短勤務者)の数は9/20時点でも960万人(就業者の約3割)にのぼる。これまでCJRSは企業による従業員解雇の抑制に寄与してきたが、10月末で打ち切られることとなっている。スナク財務相は9/24、これに代わる施策として11月から来年4月末までジョブ・サポート・スキーム(JSS)⁵の導入を発表した(この時点では従業員を業務に復帰させた企業のみが支援対象)。その後、新型コロナウイルスの感染再拡大に伴って特定地域

図7 失業保険受給者数

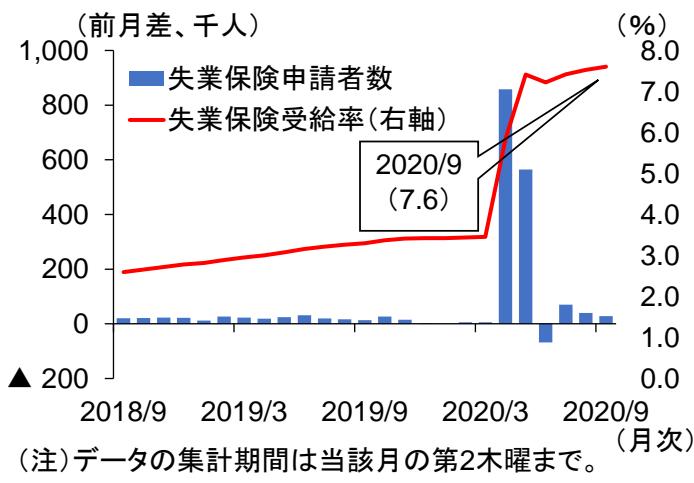
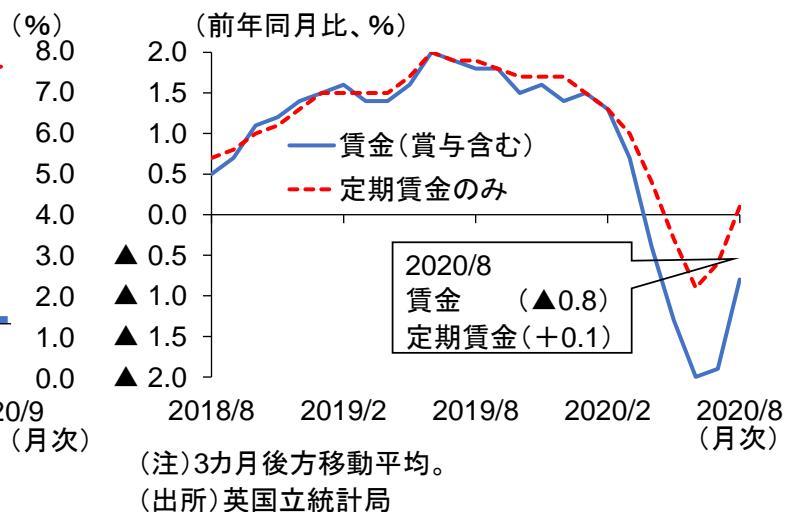


図8 週当たり実質賃金



⁴ 企業が自宅待機中の従業員の雇用を維持した場合に従業員の給料の最大80%(月額2,500ポンドが上限)を政府が補助する制度。給付対象期間は3月から10月末。なお、経済再開を後押しするため7月から当該従業員の業務復帰(時短勤務も含む)を認め、8月からは毎月段階的に政府の給付割合を引き下げ(10月時点では60%)、引き下げた分は原則雇用者負担となる。

⁵ 給付の条件として、従業員が通常の勤務時間の33%以上働く必要がある。条件を満たした従業員を対象に、非労働時間分の給料の33%ずつを政府と企業が補填する(政府の補填額は月額697.92ポンドが上限)。中小企業はすべての事業者が申請できるが、大企業はコロナショックで売上が減少した事業者が対象。なお、次頁のとおり10/9に給付対象の拡充が発表された。

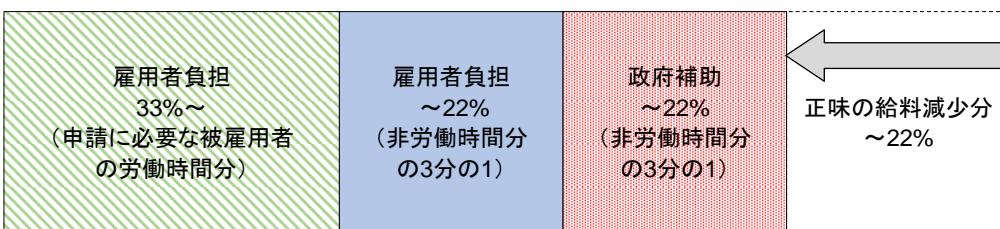
で厳格な規制を再導入する可能性が高まったことを受けて、従業員の業務復帰を前提としていた同スキームの支援内容を拡充し、規制によって営業停止を命じられた企業に対する支援策⁶も追加で盛り込まれることが 10/9 に発表された（図 9）。ただ、企業（雇用主）側からみて CJRS から JSS への移行で支援規模が維持・拡大されるのは規制導入によって営業停止となる企業のみ（図 9 中の②10/9 発表分）で、それ以外の企業にとっては実質的に政府補助が大幅減となる（図 9 中の①9/24 発表分）ため、11 月以降に失業率に一段と上昇圧力がかかる懸念は強い。

図 9 新旧・雇用維持支援制度下での対象従業員の給料の内訳

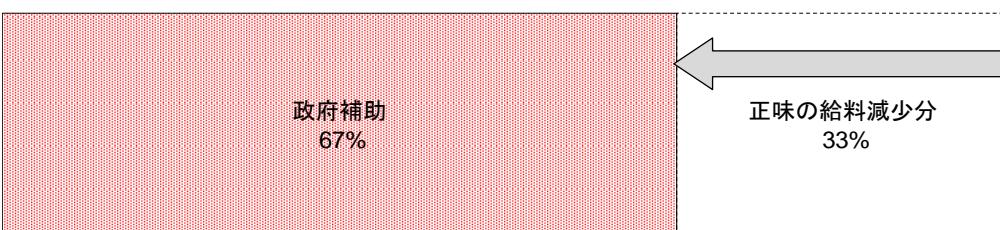
コロナウイルス・ジョブ・リテンション・スキーム
(対象: 従業員を一時帰休させた企業、期間: 2020年3月～10月)



ジョブ・サポート・スキーム①9/24発表
(対象: 従業員を通常の勤務時間の3分の1以上勤務させた企業、期間: 2020年11月～2021年4月)



ジョブ・サポート・スキーム②10/9発表
(対象: 規制によって営業を停止した企業、期間: 2020年11月～2021年4月)



(出所) 英国政府、各種報道等をもとに丸紅経済研究所作成

5. 為替／物価：ポンド相場の上値は重い。9月のインフレ率は特殊要因の剥落で上昇

- ポンド相場は新型コロナウイルス感染拡大に伴ってロックダウンが開始された 3/23 に、対ドルで 35 年ぶりの安値（1 ポンド=1.14 ドル）をつけた後、経済活動の再開に伴って幾分持ち直してきた（図 10）。ただ、EU との将来関係協議において新たな通商協定が締結されない懸念があるほか、足元では感染再拡大に伴う規制再導入によって景気回復にブレーキがかかる懸念が強まっていることが相場の下押し要因となり、上値の重い動きが続いている（次頁図 10）。

⁶ 営業停止を命じられた企業を対象に一時帰休中の従業員の給料の最大 67%（月額 2,100 ポンドが上限）を政府が補助する。

- 英国立統計局（ONS）が10/21に公表した9月の消費者物価指数（CPI）は前年同月比+0.5%（8月：同+0.2%）と伸び率が拡大した（図11）。内訳をみると、中古車価格が同+8.9%（8月：同+5.2%）と上昇率が拡大したほか、前月に外食コストを押し下げた外食需要喚起策（Eat Out to Help Out）の終了に伴いレストラン・カフェの価格が同+1.0%（8月：同▲2.6%）と上昇に転じたことがCPI全体を押し上げた。ただ、衣料品や宿泊サービスの価格の下落率が拡大するなど、コロナショックに伴う需要鈍化の影響は十分に緩和しておらず、物価の基調は依然弱い。足元の感染再拡大に伴う規制再導入の動きも踏まえると、当面インフレ率は低水準での推移が続く見込みである。

図10 ポンド(対ドル、対ユーロ)

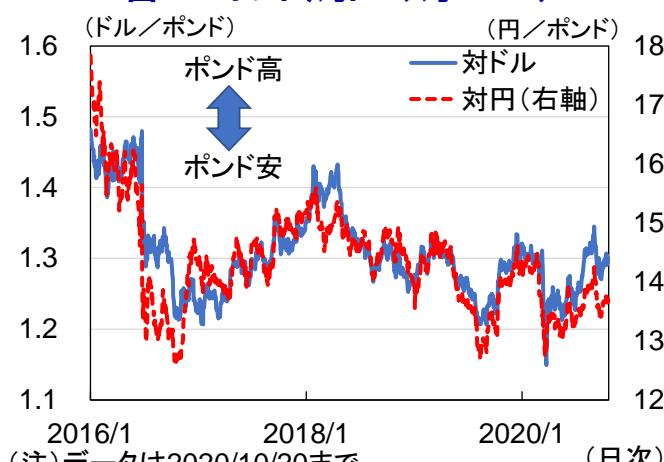
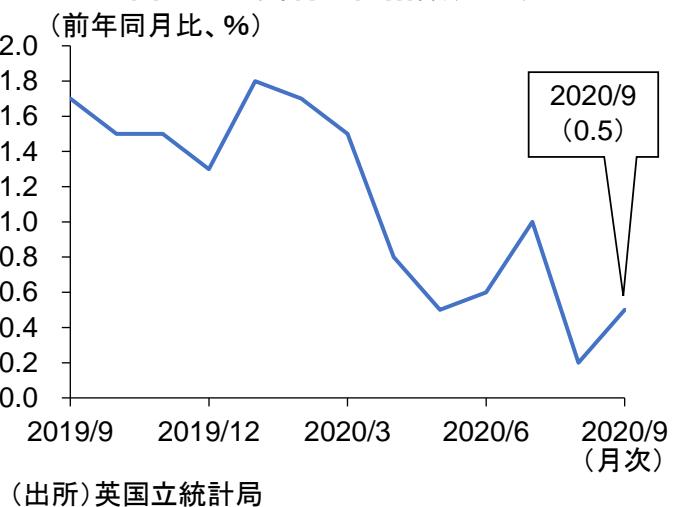


図11 消費者物価指数(CPI)



6. 人の出足：感染拡大に伴う規制再導入により、不要不急の外出を控える動きが再び拡大か

- 10/18時点の食料品店・ドラッグストアへの人の出足（7日移動平均）はコロナショック前対比▲10%、回復が遅れている小売店、文化・娯楽施設（不要不急の外出の目安）への人の出足は同▲29%となっている（図12、（注）季節性が除去されていない）。特に後者は、足元の感染再拡大の影響で再び減少傾向に転じている。

図12 場所ごとの人の出足

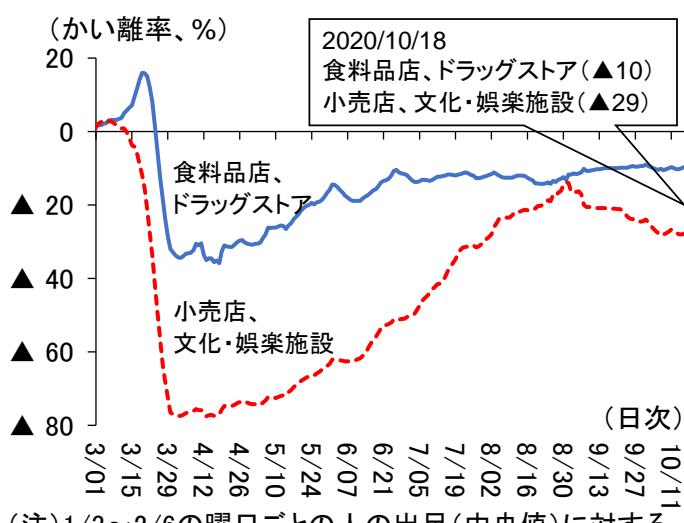
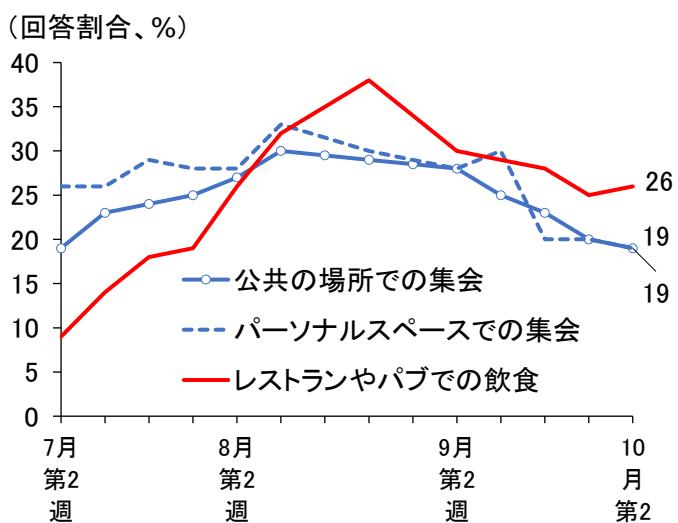


図13 英国居住者の過去7日間の外出理由



- ONS が 10/16 に公表した新型コロナウイルスの社会的影響調査によれば、「レストランやパブでの飲食」の目的で外出した人の割合は、7 月の飲食店の営業再開以降に増加を続け、外食需要喚起策の実施により 8 月最終週にピーク（38%）に達した（図 13）。一方、9 月以降は政策効果が剥落し、減少傾向に転じた（直近は 26%）。9/24 からイングランドで飲食店の深夜営業が禁止されたほか、10 月以降もイングランド北部を中心に地域ごとに追加の規制が相次いで導入されたため、外食や集会など不要不急の外出を控える動きが拡大しているとみられる。

7.まとめと今後の見通し：感染動向次第では二番底を迎える懸念も。対 EU 交渉はなおも不透明

- 企業景況感（PMI）などのソフトデータは、5 月以降続いてきた景気回復の勢いが 8 月にピークに達し、9 月以降は新型コロナウイルスの感染再拡大を受けて回復が失速しつつあることを示唆している。今後の景気の下方リスクとしては、①新型コロナウイルス感染拡大が消費者マインドの回復を抑制し、需要がコロナショック前の水準まで当面回復しない、②失業増が景気回復のペースを抑制する、といったことが挙げられる。①については、10/12 にイングランドを対象に 3 段階のコロナ警戒レベルに応じた規制が導入され、「ティア 3（非常に高い）」に分類されたランカシャー州やリバプール都市圏ではパブやバーの営業、屋内外での世帯間交流が禁止に（グレーター・マンチェスターは 23 日に、サウス・ヨークシャー州も 24 日にティア 3 に引き上げられる予定）、ロンドンやエセックス州、ヨーク州なども 17 日に「ティア 2（高い）」に引き上げられ、屋内での世帯間交流が禁止となった。英国政府は 4 月にみられたような経済に大打撃を与える全土レベルのロックダウンを避け、上記警戒レベルに応じた地域ごとの対応を進める方針だが、現時点ですでにイングランドの人口の半数以上がティア 2 以上の規制の影響を受けていることになる。また、一部地域では医療キャパが逼迫しているとの報道も見受けられる。こうした問題が広がれば警戒レベルの引き上げや一段の厳しい規制の導入も避けられず、足元の景気回復にブレーキがかかる懸念が一段と強まる。個人消費の低迷が続く需要側のショックにとどまらず、規制導入に伴う店舗閉鎖など供給側のショックが再びもたらされる可能性も否定できない。また、②の雇用環境については、現状は政府の雇用維持支援策によって失業者の急増が一定程度抑制されているものの、前述のとおり 11 月から導入される新制度下では企業に対する政府の補助が実質的に大幅減となるため、失業率に一段と上昇圧力がかかる懸念が強い。
- コロナショックとは別の、もう一つの懸念点は、英國と EU の将来関係協議（通商関係を含む）である。交渉は引き続き難航しており、英國側が設定した 10/15 の交渉期限を迎てもなお、予てからの争点であった「公平な競争条件」（特に英國政府による補助金の取り扱い）⁷ や「英國領海での漁業権」⁸などで妥協点を見いだせていない。両者はひとまず 22 日から交渉を再開する予定だが、月末までに結論が出ない場合は最長で 11 月中まで交渉が継続され

⁷ EU は社会、環境、気候変動、税、持続可能な開発について「公平な競争条件」を保持したいとの立場、一方、英國は EU ルールへの一方的追随を避けたいとの立場である。

⁸ フランスなど EU の漁業国は、現状どおりの恒久的な漁獲量の枠の確保を主張しているのに対し、英國側は EU 船籍船による漁獲量の多さに対する不満から恒久的な協定の締結に反対し、漁獲枠を毎年の交渉によって決めることを求めている。

る可能性もある⁹。今後のシナリオとしては、①何らかの合意が締結される（通商協定など交渉妥結に至った内容のみでの部分合意も含む）、②完全なノーディール、③英国内法と国際法（離脱協定）の改正を通じた実質的な移行期間の延長、の3つが想定され、足元では何らかの合意が締結されるとの見方が強まっている。ただし、新たな通商協定の有無にかかわらず通関手続きなどが発生して英EU間の物流に混乱が生じるリスク¹⁰や、原産地規則の関係で新たに関税が課されるリスク¹¹がある点には要注意である。

担当	丸紅経済研究所 経済調査チーム エコノミスト 堅川 陽平（かたかわ ようへい）	TEL: 03-3282-7682 E-mail: KATAKAWA-Y@marubeni.com
住所	〒103-6060 東京都中央区日本橋2丁目7番1号	
WEB	https://www.marubeni.com/jp/research/	

(注記)

- 本資料は丸紅グループ内での利用を目的としたものであり、対外的な利用に関しては担当までご連絡願います。
- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。

⁹ 新協定を移行期間（英国のEU離脱に伴う激変緩和のための期間。本年12月末まで）終了後の来年1月から発効させるには11/26から開催される欧州議会が事実上のデッドラインとなる。

¹⁰ 英国側の（EUからの）輸入手続きは、移行期間終了後の2021年1月から最大半年間にわたって通関申告手続きが猶予される。

¹¹ 日EU・EPAでは、日本とEU以外の第三国において生産されるエンジンなど一部の自動車部品について原産品として認める（拡張累積）規定が盛り込まれている。9/11に大筋合意に達した日英EPA（批准手続きを経て来年1月発効見込み）においても、英国のEU離脱に伴う自動車メーカーなどへの影響が配慮され、EU域内の生産品に対して拡張累積が規定される見込みである。一方、英EUの交渉においては、英国側が日本など非EU域内の生産品に対して拡張累積規定を盛り込むよう要求しているが、EU側がこれに応じる可能性は低いとされている。そのため、たとえ英EU間で通商協定が締結されても、日系自動車メーカーが英国からEUに完成車を輸出する際には新たに関税が賦課される懸念がある。